

休日在宅当番のお知らせ

	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
3/21	堀 医院 (☎66-2133)	寺 師 医院 (☎62-0137)
22	小 林 医院 (☎62-0562)	石 川 医院 (☎66-2140)
29	杏 仁 堂 医院 (☎62-0123)	佐 々 木 医院 (☎62-2357)
4/6	富 田 医院 (☎66-2226)	金 井 医院 (☎62-0116)
12	星野(弘)医院 (☎62-0998)	寺 師 医院 (☎62-0137)
19	山 喜 医院 (☎62-0646)	石 川 医院 (☎66-2140)
26	星野(幸)医院 (☎66-2103)	佐 々 木 医院 (☎62-2357)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。
 ※時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場(☎66-2002)へ確かめてから受診してください。



広 報

なかのしま

昭和62年 3月 No.163

編集と発行/南蒲原郡中之島町役場企画課
 (〒954-01 ☎0258-66-2270)



明日のため
今日を見直す居住年

人 口 の 動 き

	2月末日現在・(前年比)・[前年同月比]
人 口	11,910人 (+8) [+160]
男	5,816人 (+6) [+67]
女	6,094人 (+2) [+93]
世帯数	2,442戸 (+2) [+34]

▼暖冬小雪の今年は、春の訪れも早くとうとう高をくくっていたら、二月下旬から三月初旬にかけての大寒波で、またまた灸に逆戻り——やはり、本当の春は、それ相応の時期にならないと来ないようですね……。

▼ところで、春は転勤や入学、就職と、引越しシーズンですが、忙しさに追われて、つい忘れがちなのが、転出や転入に伴う届けです。うっかり手続きを忘れると、いろいろな面で不都合が生じることもありますので、届出は定められた期間内に必ず出しましょう。

編 集 後 記



おもな内容

- みんなで築こう明るい選挙 ②~③
- 事業所統計調査結果から ④
- 交通災害共済にご加入を ④~⑤
- 61年度の転作率は104.8% ⑤
- もうすぐ1年生! ⑥~⑦
- まちづくり講演会を開催します ⑧
- 中之島村史好評発売中 ⑨
- 休日在宅当番医のお知らせ ⑩

表紙説明

確定申告で一年間の総決算

昨年一年間の収入を計算して申告する『確定申告』——今年も二月十六日から三月十六日までの一カ月間にわたり、その受け付けが行われていますが、特に混雑した時期は二月二十六日から三月六日まで開催の納税相談日。連日、大勢の町民が会場の町公民館等を訪れて、申告を済ませていました。(写真は三月四日の納税相談風景、町公民館で)

なお、確定申告後に計算間違い等を発見された方は、本紙八ページにその再申告方法等を掲載しておきましたので、参考にしてください。

● 消防車・救急車の要請は☎119
 ● 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572



みんなで築こう

- 県議会議員選挙
- 町議会議員選挙

《選挙人名簿定時登録者数》

(S.61.9.1現在)

投票区	男(N)	女(N)	計(N)
1 中之島	945	1,012	1,957
2 上通	617	648	1,265
3 中通	435	456	891
4 中野	601	670	1,271
5 中条	575	592	1,167
6 信条	630	674	1,304
7 三沼	154	159	313
8 西所	218	223	441
計	4,175	4,434	8,609

《投票所一覧表》

投票区	投票所
第1投票区	中之島公民分館
第2投票区	上通小学校
第3投票区	中通公民分館
第4投票区	中野公民分館
第5投票区	中之島北中学校
第6投票区	信条小学校
第7投票区	三沼公民分館
第8投票区	西所公民分館

※投票所は入場券に記載されています。

○時間 午前八時三十分～午後五時
○場所 町選挙管理委員会事務局
《不在者投票はお早めに》
次のような場合は「不在者投票」ができますので、早めに手続きをされ、大切な一票をムダにしないように……。
▼投票日に、都合でどうしても投票所に行けない人は、中之島町選挙管理委員会事務局で不在者投票ができます。
○期間 四月三日(金)～四月十一日(土) (土・日曜日も含む)
○時間 午前八時三十分～午後五時
○持ち物 印鑑・入場券
▼県の指定する病院・施設に入院(入所)されている人は、その病院等で不在者投票ができます。手続き等詳しいことは、病院等へおたずねください。
▼身体障害者手帳または戦傷病者手帳

《投票できる人》

町議会議員選挙
■告示日/四月二十一日(火)
■投票日/四月二十六日(日)



の交付を受けている人で、身体に重度の障害のある人は、郵送による不在者投票ができます。この方法を希望される人は、前もって手続きが必要ですので、詳細を中之島町選挙管理委員会にお問い合わせください。

昭和四十二年四月二十七日までに生まれ、昭和六十二年一月二十日以前から引き続き中之島の住民基本台帳に登録されている人。
《投票日当日のご注意》
県議会議員選挙の「投票日当日のご注意」と同様です。
《選挙人名簿の縦覧期間》
○期間 四月二十一日(火)～四月二十二日(水)
○時間 午前八時三十分～午後五時
○場所 町選挙管理委員会事務局
《不在者投票はお早めに》
不在者投票のできる方は、県議会議員選挙と同様ですが、期間等は次のとおりです。
○期間 四月二十一日(火)～四月二十五日(土)
○時間 午前八時三十分～午後五時
○持ち物 印鑑・入場券

今回の選挙から、任意制ポスター掲示場(国・県の選挙に準ずる)を町内六十ヶ所に設置します。したがって候補者は、この掲示場以外にポスターを掲示することはできなくなりました。
なお、ポスター掲示場を設置する際、個人の土地や建物等を一時借用しなければならぬ場合もありますので、その際はご理解・ご協力をお願いします。

明るい選挙

投票日 4月12日(日)
投票日 4月26日(日)



県議会議員選挙

■告示日/四月 三日(金)
■投票日/四月十二日(日)

《投票できる人》

昭和四十二年四月十三日までに生まれ、昭和六十二年一月二日以前から引き続き中之島の住民基本台帳に登録されている人。

◎県内住所移動者の投票について

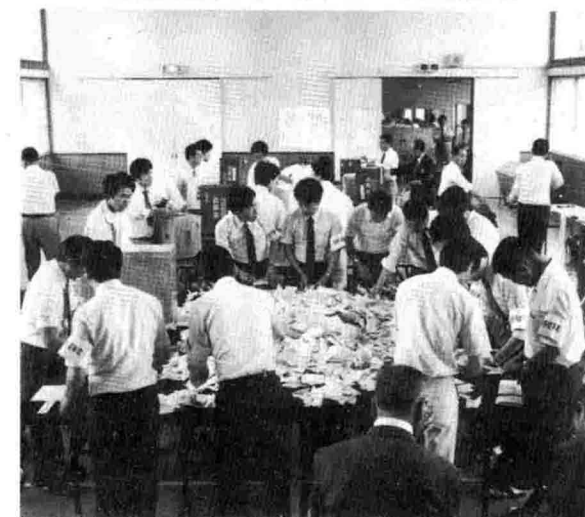
中之島の選挙人名簿に登録されていて、昭和六十二年一月三日以降県内の他市町村に住所を移転した場合は、新住居地の市町村長の発行する証明書をもらい、当町において投票できます。
反対に、昭和六十二年一月三日以

降県内の他市町村から転入してきた人で、引き続き当町に住所を有する人には証明書を発行しますので、これをお持ちになれば、前住所地(名簿登録地)で投票できます。
《投票日当日のご注意》
◎入場券を忘れずに
選挙管理委員会から配られた入場券を、忘れずに持参してください。なお、入場券が届かなかつたり、入場券をなくした時でも、選挙権があり選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、係員に申し出てください。
◎投票できる時間
投票のできる時間は、午前七時から午後六時までです。時間に遅れて大切なあなたの一票をムダにしないよう、投票はできるだけ早めに済ませましょう。

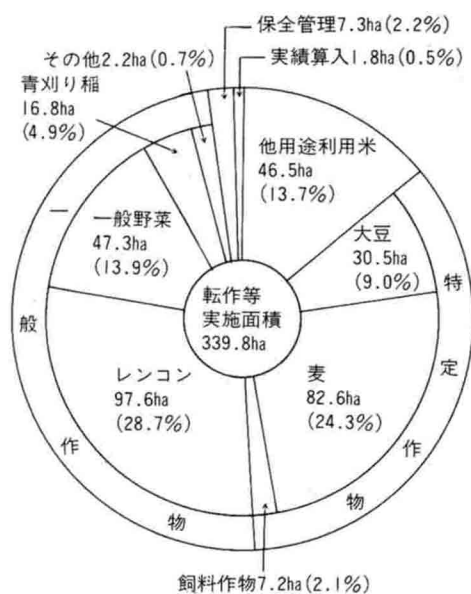
◎投票の方法

投票用紙には、立候補者の氏名を一人だけハッキリと書いて、投票箱に入れます。候補者の氏名や文字を忘れたときには、投票所に掲示してある候補者の氏名等一覧表を見て、間違わずに書きましょう。
◎代理投票
自分で書くのが原則ですが、身体が不自由だったり、ケガなどで自分で書くことができない人は、係員に申し出て、かわって書いてくれます。誰に投票したかは、絶対話してはならないことになっていますので、安心してお頼みください。

▼開票風景(昨年7月7日・町公民館で)



昭和61年度 作目別転作等実施面積



転作等実施面積 339.8ha

なお、転作物の集団化を図り、生産性の向上をめざすための集団転作については、三十二集団、七〇〇haが形成され、昨年度の三十五集団、六九・四haとほぼ同様の結果となりました。

水田利用再編第三期対策の最終年度である昭和六十一年度は、転作等目標面積三二四・二haに対して、実施面積は三三九・八ha(前年度三二九・五ha)であり、一〇四・八%(前年度一〇七・〇%)の達成率となりました。

実施面積の内訳は、転作等面積が二九一・五ha(前年度二七九・〇ha)、他用途利用米の生産予定面積四六・五ha(前年度四九・八ha)及び実績算入面積一・八ha(前年度〇・七ha)であり、これを農協管内別にみると、上通

農協管内一〇八・五%、中之島町農協管内一〇三・三%の達成率となっています。

また、転作を作物別割合でみると、レンコンが二八・七%(前年度二九・一%)と最も高く、ついで麦の二四・三%(前年度二三・六%)、一般野菜一三・九%(前年度一二・二%)、他用途利用米一三・七%(前年度一五・一%)、大豆九・〇%(前年度一〇・七%)の順となっております。

皆さんの協力で目標達成、
六十一年度の転作率は一〇四・八%

町内の事業所総数は四百七十八
事業所統計調査結果から

昭和六十一年七月一日現在で実施された事業所統計調査について、その概要についてお知らせします。(なお、数値については概数であり、後日総務庁統計局から公表される数値をもって確定数とします)

まず「表1」に示すとおり、事業所総数は前回五十六年に比べ十二事業所(二・六%)増加し、四百七十八となりました。これを産業別の増減でみるとサービス業の増加、建設業の減少が目立ちます。

また、民営の事業所について産業別に円グラフ「表2」に表してみました。卸・小売業、飲食店が三七%と最も多く、ついで建設業(二四%)、サービス業(二〇%)、製造業(一五%)の順となっています。

更に、民営事業所全体について従業者の規模別「表3」に表してみました。一〜四人が七一%と最も多く、ついで五〜九人(一六%)と、小規模事業所が大部分を占めています。

表1 産業(大分類)別事業所数・従業者数

区分	総計	民 営 事 業 所												
		国・公共 企業体・ 地方公共 団体	計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 事業等	運 輸 業	卸・小売業 飲食店	金融業 保険業	不動産業	サービス業	
事業所数	56年	466	25	441	5	1	114	70	1	5	163	2	3	77
	61年	478	26	452	4	1	108	70	0	7	167	3	2	90
増減		12	1	11	△1	0	△6	0	△1	2	4	1	△1	13
従業者数	56年	2,863	266	2,597	27	39	867	761	3	109	507	7	5	272
	61年	2,938	268	2,670	22	9	816	640	0	114	685	9	2	373
増減		75	2	73	△5	△30	△51	△121	△3	5	178	2	△3	101

表2 産業分類別事業所数の割合(民営のみ)

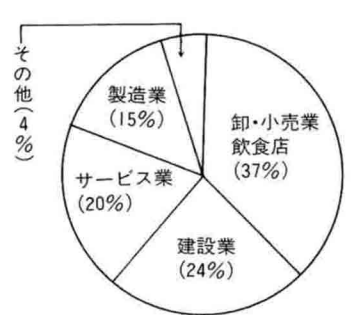
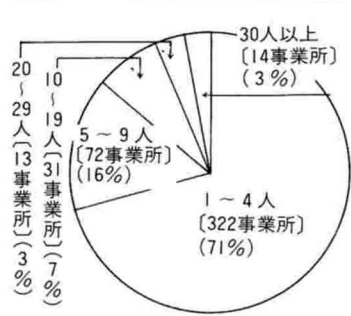


表3 従業者規模別構成比(民営のみ)



～1日1円の掛金で最高100万円の見舞金～
交通災害共済に
家族そろってご加入を...

当町では、皆さんのご理解により加入者も年ごとに増え、六十一年度は人口の約八八%に当たる一万三千四十名の方々が加入いただきました。また、昨年一年間に三十件が給付の対象となり、総額三百七十二万円の見舞金が支払われております。ただいま昭和六十二年の会員を募集していますので、万一に備え、この共済に家族そろってご加入されるようお勧めします。

★加入資格
町内に住所のある人は、どなたでも年齢に制限なく加入できます。

★会費(掛金)
大人も子供も、一人年額三百五十円(四月一日以降に加入する場合も同額)です。

★共済期間
一日一円の安い掛金で最高百万円の見舞金——交通災害共済組合が発足してから、今年で十八年目になります。

悲惨な交通事故現場レポート「おじいちゃんただいま」は、最寄りの駐在所、見附警察署又は役場企画課であっせんしています。 1部70円

見舞金の給付区分

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	70万円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	15万円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	12万円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	10万円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	8万円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	6万円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	4万円
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のもの	2万円

交通事故にあったら必ずすぐ警察署に届けましょう!!

四月一日から翌年三月三十一日まで(中途加入した人は、会費を納入した日の翌日から共済期間が始まります)。

★加入方法
嘱託員を通じて各世帯に届けられた申込書に必要事項を記入され、会費を添えて回収期限までに申し込みください。

なお、回収期限以降に加入される方は、直接住民福祉課の窓口で申し込み手続きを行ってください。

★見舞金の請求方法
万一交通事故に遭われたら次の書類を添えて、住民福祉課窓口へ請求ください。

①会員証 ②共済見舞金請求書 ③交通事故証明書 ④医師の診断書指 定のもの ⑤その他必要に応じて

詳しくは、住民福祉課窓口(☎六六一二七〇・内線四七)へお問い合わせください。

合長の指定する書類

見舞金は、死傷の程度により、死亡(一等級)百万円から、実治療日数七日以上(九等級)二万円までの九段階(左記のとおり)に分かれています。

なお、見舞金の請求期限は、交通事故の起きた日から一年以内です。一年を経過した場合は、請求できません。

～「印鑑登録証」の交換はお早めに(登録証および認印持参のこと)～



▲2月26日、中野地内で発生した交通事故の様子(車の中のケガ人が約40分がかりで救出されました)

交通安全

融雪期における
交通事故を防止しましょう

長かった冬もようやく終わる例年三月は、一、二月に比べて交通事故がいつきよに多発する時期です。これは——◎冬期間、雪のため歩道が通れないほどで、人と車の混合による交通マナーの乱れが、そのまま続いていること。◎陽気に誘われて、車をはじめ人も自転車も活動が活発になり、特に、子どもの行動範囲が広がること。◎雪のため、道路標識・標示や安全施設が不整備になっている。——ことなどが、主な原因と思われる。

ドライバーはもちろんのこと、自転車乗り・歩行者も、これら融雪期

よい子を守る交通事故防止運動

4月6日(月)→4月12日(日)

4月は新入学(園)の季節——ピッカピッカの新入学(園)児が、心をはずませて登校(園)します。かわいい子どもたちを交通事故の犠牲にしないよう、みんなで気をつけましょう。



～止まろうね 見ようね 待とうね 交差点～

※上記の運動は、4月に統一地方選挙が行われるため、恒例の『春の全国交通安全運動』が約1ヵ月遅れて実施(5月11日～20日)されることから、本県独自の運動として実施するものです。

特有の交通事故を防止するため、交通ルールをキチンと守り、悲惨な交通事故のない明るい地域社会を、みんなで築きましょう。

◇ なお、新潟県では、今年の交通事故による死者数を一七〇人以下に抑えることを目標にして、関係機関・団体等とともに各種運動等を推進中

です。皆様方におかれましても、厳しい交通事故の現状を認識され、より一層のご協力をお願いします。

《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	2月中	累計	2月中	累計	2月中	累計
62年	2	5	0	0	4	6
61年	2	3	0	0	2	3
比較増減	±0	+2	±0	±0	+2	+3

死亡事故0 連続 282日(※日現在)



カメラ散歩

◀町民将棋大会

三月一日(日)、恒例の町民将棋大会が中之島町公民館大広間において開催。当日は二十五名(A級十二名・B級十三名)の愛好者が参加し、日ごろの腕前を發揮していました。なお、今大会に若月大君(坪根)という弱冠八歳(上通小学校二年生)の豆将棋士も参加し、愛好者から注目を集めました。

- 結果は次のとおりです。(敬称略)
- (A級)
- 一位 樋山 信之
 - 二位 大竹 健作
 - 三位 石丸 勇一
- (B級)
- 一位 佐藤 松雄
 - 二位 阿部 健一
 - 三位 吉田 秀昭

▼ジャンボ仏壇完成

当町のトーア仏壇工場(浅野久一社長・五百刈)で、高さ2.3m、三方開きの扉を広げ

た幅がなんと4m近くにもなる、自称世界一の「ジャンボ仏壇」が完成。去る2月25日、注文主である静岡県熱海市の中田明さん(59歳・会社社長)夫妻が同工場を訪れて初対面され、大きな話題となりました。

ちなみにこの特注品の価格は、1千万円とのことです。



▲公民館運営研究会開催

2月22日(日)、「これからの公民館事業の進め方」を研究主題に開催された公民館運営研究会。当日は、町公民館および各公民分館の役員等関係者約50名が一同に会し、実践発表・分科会・全体会・講演と一日がかりで話し合いが行われました。

もうすぐ1年生!



教室でも元気いっぱい園児たち
—3月5日、上通小学校の一日入学から—

この四月、町内で一七〇人(男七〇人・女一〇〇人)のかわいい新一年生が誕生します。

新入学のお子さんをもつご家庭では、何かと不安もあるかと思いますが、入学までに身につけたい習慣などをいくつかまとめてみましたので、参考にしてください。

健康なからだで

目、歯など悪いところがあったら、今のうちに治療して、健康なからだです。新しい学校生活に入りましょう。

返事や思ったことははっきりと

一番大切なことは、先生や友だちの話をしっかり聞けることや、「はい」「いいえ」の返事がはっきり言えることと、

自分の思っていることや言いたいことがはっきりと話せることです。

特に、「はい」「いいえ」は、単に相手への返事というだけでなく、自分の考えを確かめるといふ意味も含まれています。

早寝・早起きの習慣を

登校時間が保育所よりも早くなります。早寝・早起きの習慣と、規則正しい生活を今から身につけさせましょう。

自分のことは自分で

体育の時間の着替え、図画、工作などの道具の用意や後始末も、みんな自分でやらなければなりません。ご家庭でも、お子さんに自分のことは自分でするよう、少しずつでもしんぼう強く、最後までやらせましょう。

持ち物には名前を

ランドセル・はき物入れなど、自分の持ち物の分別ができるように名前をつけてください。

新入学児童予定数

(単位:人)

計	中之島中央小		上通小		信条小	
	男	女	男	女	男	女
七〇	四八	二二	一〇	一〇	一一	一一
一〇〇	六五	三五	一六	一九	一七	一七
一七〇	一一三	五七	二六	三二	三三	三三

心配ごと相談(行政・人権相談も含む)

- 毎週火曜日午後1時～4時
- 中之島村公民館

健康相談日

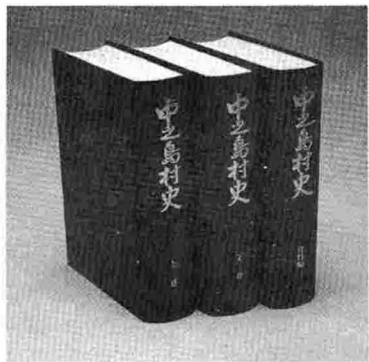
- 毎月第3土曜日 午前8時30分～正午
- 役場保健室

史村島之中 好評発売中

昨年十月、下巻を刊行してご好評をいただいている『中之島村史』。予約募集期間は、昨年十二月二十五日をもって終了させていただきましたが、ただいま予約をしながらの方への発売を行っていますので、ぜひ、

この機会にお求めくださるようお勧めするとともに、町外に住まれる肉親等にもご紹介くださるようお願いいたします。
〔体裁〕
● A五版、丸背金文字、糸綴
● 表紙布クロス
● 本文九ポイント活字
● ページ数
通史編 上巻 約八〇〇ページ
下巻約一、〇〇〇ページ
資料編 約六〇〇ページ

〔配本〕 通史下巻は申し込みと同時に渡します。通史上巻・資料編は発行次第（昭和六十二年度中）に配本します。
〔領布価格（予定）〕
三巻セットで一万二千円の予定です。（分冊領布はいたしません）
〔お支払い〕
三巻配本後一括納入願います。（分割はいたしません）
なお、町外の方は振替用紙により納入ください。送料は着払い実費（一冊六



〇〇円程度）を負担願います。
〔発売窓口〕
中之島村史編さん委員会（中之島町教育委員会内・☎六六三二三四二）
※印鑑を持参ください。

大竹邸記念館開館日

国民年金の定額保険料が、この四月から一カ月につき七、四〇〇円に改められます。これは、人口の高齢化が進む中で年金受給者が年々増えていること、年金額が毎年物価の変動に応じて増額され、支給されていることから、国民年金の財源をまかなっている保険料についても、それに伴う引き上げが不可欠な要件となっているのです。加入者の皆さんの負担は大きくなり

年金コーナー 四月から保険料が七、四〇〇円になります

ですが、老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご理解をお願いいたします。
なお、付加保険料については、従来どおり一カ月につき四〇〇円です。



労働保険料の 申告・納付はお早めに 4月1日～5月15日

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年事業主が年度初めに概算額で申告・納付し、次の年度で確定額を申告して精算する仕組みになっています。

昭和61年度の確定保険料と、昭和62年度の概算保険料の申告・納付は5月15日までですので、早めに手続きを済ませましょう。

なお、この事務を事務組合に委託している事業主は、事務組合が指定する日が期限となりますのでご注意ください。

お問い合わせは、新潟県雇用保険課徴収係（☎025-285-5511・内線2859）、新潟労働基準局労災補償課（☎025-266-4162）または最寄りの労働基準監督署へ。

●第1・第3金曜日、第2日曜日
●午前10時～午後3時

税務

コーナー

確定申告を 間違えたり忘れたりは おこさないで

確定申告も終わり、ホッととして申告書を見直していたら、計算間違いを見

このように、申告書を提出したあとで申告内容の間違いを見つけたときは、次の方法により、それを訂正することができます。

確定申告後に、申告した税金が少ない

かかったことに気付いたときは、「修正申告」をしてください。
この修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告する方が有利です。税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたらすると、五%の過少申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に自主的に修正申告をした

ときは、過少申告加算税はかかりません。
逆に、申告した税金が多かったことに気付いたときは、「更正の請求」をすることが出来ます。期間は、申告期限から一年以内となっていますので、昭和六十一年分の所得税の確定申告については、昭和六十三年三月十五日までとなります。
また、確定申告を忘れていた人は、すぐに確定申告をしてください。これは、「期限後申告」といって、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、早く申告する方が有利です。加算税は一〇%ですが、税務署の調査

を受ける前に申告しますと五%になります。
詳しくは、役場税務課または最寄りの税務署へおたずねください。



春の火災予防運動 4月1日→4月7日

「防火の大役 あなたが主役」

私たちの身のまわりには、たくさんの「火災の種」があります。ちょっとした不注意から火災をおこさないよう、次の「火の用心」7つのポイントを守り、火災予防に心がけてください。

〈火の用心 7つのポイント〉

1. 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
2. 子どもは、マッチやライターで遊ばせない
3. 風の強いときは、たき火をしない
4. 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない
6. ふろの空だきをしない
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない



お気軽においでください

まちづくり

講演会

〔演題〕
これからの町づくり

〔講師〕
佐渡郡真野町

アルコール共和国

大統領 本間俊雄 殿

主催 中之島町

期 中之島町商工会

日 三月十七日(火)

時間 午後二時三十分から

会場 中之島町公民館講堂

民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日
●午前9時～午後4時

町政懇談会 特集号

広 報

なかのしま

編集と発行／南蒲原郡中之島町役場企画課(〒954-01 ☎0258-66-2270)

の方法で事業を進めております。一つは集落間を結ぶ道路に設置する
 場合で、この場合は設置費の三分の一
 を町が助成し、電灯料は町が負担する
 方法。今一つは集落内に設置する場合
 ですが、この場合は設置費の全額を町が
 地元へ助成し、その電灯料等の維持管
 理費は地元で負担していただく方法で
 す。

何れの方法で設置されるかは、地元
 で十分ご協議のうえ、庶務課へ申し出
 てください。

■分水駅行きの路線バスの増発はでき
 ないか。
 □現行のバス時刻によると分水駅行き
 のバスは、長岡駅始発および上見附車
 庫始発を含めて、本町の七番組バス停
 留所の時刻で十一時三十八分から十五
 時五十三分までの四時間十五分の間、
 一本も運行されていないのが実情です
 ので、この間に増発していただくよう
 バス会社に要望いたしております。

■藤山(中之島地区の新興住宅地名)
 付近にバス停の設置を。
 □以前から要望がありましたので、そ
 の旨バス会社に話しておきましたとこ
 ろ、来たる四月一日から上り線は「し
 ま美容室」付近、下り線は「粕島線入

昨年十一月七日から十日間にわたり、町内の各公民分館等で開催しま
 した、恒例の町長とひびを交えての『町政懇談会』——各会場とも大勢
 の皆さんから参集いただくとともに、数多くのご意見・ご要望等をお聞
 かせいただき、大変ありがとうございました。
 また、去る二月二十二日(日)には、初めての試みである新興住宅地に転
 入された方のみを対象とした町政懇談会も開催し、ご意見・ご要望等
 お聞きしたところです。
 町では、これら出されたご意見・ご要望等について、関係する課を中
 心に検討等を重ねてまいりましたが、このほど結果がまとまりましたの
 で、その主な内容を関係課別に要約して紹介いたします。

建設課関係

融雪施設工事に対して 補助金を交付します

■県道大口与板線の大保から大口間の
 改良見直しは。
 □本年度、県予算に測量費・用地買収
 費等五百万円計上されましたから、六
 十二年度以降継続的に予算計上され、
 改良が進むと思えます。

■県道見附与板線と県道大口与板線と
 の交差点(並木橋付近)の改良を。
 □猿橋川改修工事が行われる際、併せ
 て改良してもらう方法が良いのではな
 いかと思えます。

■県道中野三條線の中条地区に歩道の
 設置を。
 □県に要望してありますが、本年度は
 予算がつかせませんでした。鋭意要望し
 て参ります。

■県道見附与板線の車道幅員の拡幅並
 びに歩道の整備促進を。
 □関越自動車道の開通に伴う交通量の
 増大等、交通安全の面から車道幅員の
 拡幅並びに歩道整備の必要性を感じま
 す。今後、県に積極的に要望して参り
 ます。

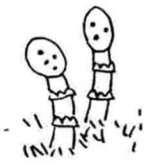
■長陵生コン附近の旧国道から、見附
 バイパスの見附市方面に上る取付道路
 の設置を。
 □現地を調査し、検討します。

口「付近に、バス停が新設されること
 になりました。」

■南蒲原中条郵便局の郵便物集配の取
 り扱いについて。
 □昭和五十七年に郵便区統合計画の名
 のもとに、集配業務を今町局に移管し
 たい旨の申し出が、信越郵政局からあ
 りました。中条局が本町唯一の集配局
 であることから、町制のイメージダウン
 につながるから、議会では存続の

要望決議がなされ、代表の方々と信越
 郵便局へ出向き陳情を重ねてきており
 ます。

また、昨年十二月にも存続方の強い
 要望を行うとともに、本年一月には、
 議会の代表者と三区選出の国会議員の
 方々にも、陳情をいたしたところです。



昭和61年度 町政懇談会

会場別参加者数と要望件数等一覧表

開催日	会場名	参加者数	要望件数等
11/7(金)	中通公民分館	31(18)	19(18)
8(土)	中野公民分館	24(9)	15(23)
11(火)	中野西部集落開発センター	28(17)	19(18)
12(水)	中条集落開発センター	45(8)	24(7)
13(木)	信条公民分館	31(9)	13(13)
15(土)	三沼公民分館	24(29)	20(24)
17(月)	西所公民分館	28(23)	23(22)
18(火)	中之島町公民館	31(17)	24(23)
19(水)	上通公民分館	36(16)	21(17)
20(木)	押切駅前公会堂	19(24)	18(23)
2/22(日)	中之島公民分館	10	14
計	11会場	307(170)	210(188)

※()は前回の数字

棄権することなくみんなで投票しましょう!



● 県議会議員一般選挙

● 告示日/4月3日(金) ● 投票日/4月12日(日)

● 町議会議員一般選挙

● 告示日/4月21日(火) ● 投票日/4月26日(日)

4月1日から「新潟相互銀行今町支店」が、中之島町収納代理金融機関になります。



町政懇談会の様子(上通公民分館で)

■道路路肩の草刈りを要望する。
 □県道については、年一回分しか草刈
 り予算を計上してありませんので、地
 先の皆さんにご迷惑をかけている箇所
 もございます。

また、町道については、道路沿線の
 地先管理を期待しておる訳ですが、止
 むを得ない箇所は建設課で草刈りを行
 っています。

■町道興野松ヶ崎線の改良促進を。
 □この路線の道路改良は、国の補助事
 業として取り組んでいます。六十一
 年度は事業費二千万円で物件補償、
 その他用水路の先行工事を実施しまし
 たので、六十二年度から道路改良工事
 に着手できると思えます。

■町道中之島大沼線(通称四間道路)

の改良計画は。
□猫興野、野口間の道路改良につきま
しては、六十一年度国庫補助事業とし
て採択を受け、用地買収、物件補償に
着手しました。六十二年より道路改
良工事に入ると思っています。

■中之島二本木地内の都市計画街路の
整備が中断されているが、今まで障害
となっていた農協の倉庫も使用されな
くなったり、また町文化財の大竹邸記
念館も道路を狭んで前にあることから
この都市計画街路を計画通りにぜひ貫
通していただきたいが。

□予算の都合で一時的に中断してありま
したが、六十二年当初予算に用地買収
費、物件補償費を計上いたしました。

■町道大沼西野線の舗装予定は。



▲町道舗装工事風景

□六十二年で道路改良が完了しま
すので、六十三年には全線の舗装が実
施できると思っています。

■六所地内の未舗装道路に防塵剤の散
布をお願いしたいが。
□その時期が参りましたら、囑託員さ
んとご協議させていただきます。

■町道整備の考え方とその改良基準は。
□多数の人が通行する幹線道路から、
順次道路改良を進めておる訳ですが、
目標は『冬期間除雪車が入れないで生
活に支障をきたしている』ということ
のない、道路作りを進めて行く考えで
あります。なお、改良の基準は有効幅
員四メートル以上であります。

■町道改良の際の用地買収単価が町内
全域一律というのは、固定資産税が地
域により違うことから適当でないと思
うが。
□一考すべきご意見かと思えます。

■新興住宅地内(古新田・藤山・大屋
敷等)の道路側溝の補修を。
□宅地造成された団地内の道路側溝に
ついては、修繕を要する箇所がかなり
多いことは承知しております。年次
計画を立てて、予算の範囲以内で補修

て、事業実施三カ月前までに町長に
提出してください。
※詳細については、建設課にお問い合わせ
ください。

■第二都市下水路の工事概要を。

□中央都市下水路が、土地開発等に伴
い限界となってきたことから、役場北
側の西小川江から第三承水溝までの間
を、総事業費約一億円をかけて、昨年
度と今年度の二カ年で工事を施工し、
完了する予定です。



▲工事中の第2都市下水路

■新興住宅地の藤山地区の見附パイ
パス沿い(堤防の下)付近は、車の騒音
や振動(特に大型車の通過が激しい、
午前三時から午前五時ごろ)で困っ
ているが。



▲町政懇談会場へ急ぐ町民

■道路横断樋管の修繕並びに清掃をお
願いしたいが。
□大型車の通行等で機能を損傷したと
思われるものは、町で修繕しておりま
す。また、排水路の清掃につきまして
は、通常地域住民の手で実施してくだ
さるようお願いしてある訳ですが、道
路横断樋管等で機械力を必要とする箇
所は町で行います。

■中西橋の上部工事の見通しを。
□中西橋につきましては、総事業費四
億八千九百万円で五十六年度に着手、
六十四年度完了を目標に工事を進めて
おります。

■県道大口与板線の横山地内に、道路
融雪施設を要望してあるが、その見通
しは。
□かなり前から要望しておりました押
切駅前地内の道路融雪施設が、本年度
ようやく完工したような次第で、道路
融雪施設工事に対する県予算の配分は
少なく、今のところ着手の目処は立っ
ておりません。鋭意要望を続けて参り
ます。

■騒音測定や現状を調査しまして、建
設省へ要望したいと思えます。
■猿橋川改修に伴い生じた鹿川敷(押
切駅前地区)は、現在計画されている
第三踏切のバイパス方線外にもかなり
残地があるので、そこを地元民が利用
できるように、町当局から力添えをお願
いしたい。
□鹿川手続きが終わらないと難しいと
思いますが、三条・長岡両土木事務所
の管理でございますので相談してみま
す。

産業課関係 環境改善センターの 建設は二年先送り

■農村総合整備モデル事業の進捗状況
と今後の見通しは。
□総事業費十六億三千五百万円を、七
年間に配分して事業を実施する計画予
定で、五十七年度から事業実施に入り
今年度で五年目になります。ご承知
のように臨調等のからみで事業費の付
きが悪く、当初計画した七年間の事業
の見直しを行いながら実施しなければ

ならない状況となり、皆さんの要望に
沿えないのが実情です。
これまでの各年度別の事業費は、五
十七年度三千二百万円、五十八年度五
千万円、五十九年度六千万円、六十年
度六千万円、六十一年度八千三百万
円であり、総事業費に占める現在までの
進捗割合は一六・七％です。この間、
六十一年度までに、集落道十路線、集
落排水十一路線、農業用排水二路線を
完了したほか、六十二年以降の継続
事業として六路線あります。
なお、六十二年の予算要求目標額
は、県の指導で六千五百万円となっ
ておりますが、この事業がすべて完了す
るまでの現時点の見通しは、二十年く
らいかかると思われます。
そのようなか中で、町内平等の事業実
施を基本として進めています。緊急



▼モデル事業により整備中の用
水路と排水路(鶴ヶ曾根地区)

■改良舗装されていない集落内道路は、
除雪対象路線から外されているのか。
□生活関連道路については、除雪車が
入られる限り除雪する方針です。なお、
幅員の狭い道路で、通常の除雪車が入
れない道路については、小型除雪車で
可能な限り日中除雪を行います。
■ロータリー除雪車の購入予定は。
□六十二年にロータリー除雪装置を
購入し、現有除雪ドーザーに取り付け
て、除雪体制の強化を図ります。

度も考慮して計画に入っている路線は必ず施工しますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、総事業費十六億三千五百万円の額につきましては、毎年の物価スライド等が加味されて、現在、十七億五百万円になっております。

■農村環境改善センターの建物の概要と建設予定の時期は。

□センターの用地は、役場の西側に五千四百五十平方メートル確保してあります。建物の概要は、計画の段階で床面積を約一、五〇〇平方メートルとし、多目的に利用できるものを予定していたのですが、近くに公民館などの類似施設があることから、一、二四五平方メートルに減らされました。

建物の施設としては、ここで老人検診や乳幼児検診等が受けられる保健センターの機能も兼ね備えた健康相談室、その他には会議室や幼児の離乳食の指導講習、農産物加工実習を行う調理実習室、談話ロビー、事務室などと、約三〇〇人収容できる多目的のホール（講堂）等が設計されています。



▲環境改善センター建設用地

が、現下の大変厳しい予算配分状況から、遺憾ながらこの計画は一年先送りとなりました。

■水田農業確立対策について

□町政懇談会の時点においては、まだポスト三期対策は発表されず、情報提供の形でお伝えしておりましたが、その後正式に発表されましたので、その内容をお伝えします。（大綱の概要等は「広報なかのしま」二月号に掲載済み）

まず本対策の特徴としては、従来の水田再編は期間が概ね十年であったものが、このたびは前後三年づつの六年とし、米の需給調整は変わりませんが、それに加えて生産性の向上に大きな重みをおいています。

また、今までは行政主導型であった

ものが、新対策では行政と生産者および生産団体が三者一体となって、実施するよううたっております。

次に配分面積ですが、国は前年度大豊作であったことなどから、その在庫調整を図るとして六〇万ヘクタールから七七万ヘクタールと、大幅増加の転作等目標面積を決定し、新潟県へは前年比四四％増の二万九九九〇ヘクタールの配分があり、当町へは四六二・二ヘクタール、前年比四二・六％増の割当（転作率は一七・八％）がありました。

これに基づき、町では生産対策審議会や農協等の協議を経て、二月下旬嘱託員を通じて各農家に配分（前年比で五五％の増）の通知を申し上げたところです。

更に補助金についてですが、基本額が大幅に減額となり、麦・大豆は二万四千元（前期四万九千元）、果樹は二万九千元（同五万七千元）、野菜は八千元（同二万九千元）となる予定です。

この基本額に加算額として、生産性向上加算制度が設けられました。従来は、団地化加算が主体であったものが、新たに生産性の向上を目的とした農地流動化による規模拡大加算、担い手を中心とした生産組織の育成加算、一農協一品目の産地形成加算が加えられます。



▲あぜ塗り作業は今が最盛期

を拠出して基金を造成し、その基金をもとに、とも補償、転作条件整備、土地の高度利用を行うことになっていきます。これに一〇アール当たり一万円（野菜は五千元）の加算金が交付されます。また、他用途利用米については、割当数量が二八％増えて五、五四〇俵（五八・六ヘクタール）の配分を受けましたが、このたびは、この中に新たにモ

チの他用途利用米五二・五俵も含まれています。モチは栽培農家が少ないということで、出荷の難しさがありませんが、集落単位での達成をお願いします。

いずれにしても、この水田農業確立対策の内容は厳しいものがありますが、少しでもこの新制度の主旨に沿って当町農業の振興を図るため、農業者、農協、行政が一体となって取り組まなければならぬと思っております。なお一層のご協力をお願いします。

教育委員会関係

統合中学校の開校は六十七年四月を目処

■中学校整備計画の概要を

□現在、中学校整備計画審議会の中で、



▲青春を思いっきり燃やした日（中之島北中の運動会の一コマ）

■ゲートボール場を地元で負担して造

先進地の視察並びに慎重審議を重ねておりますが、その中で昨年六月の審議会において、一校に統合する結論に達しております。

従いまして、今後は位置の問題について鋭意審議を進めて行く段階でございます。

町としてのスケジュールは、昭和六十三年度に用地買収と造成、昭和六十四年度から三カ年計画で校舎、体育館等を建設し、昭和六十七年四月から開校したいと考えております。

なお、建設費については、統合の場合、国の補助単価の二分の一が補助対象となりますが、その示された基準内で建てるとなると、広さに問題がありますので、実際に建てる場合の面積からすれば、三、四割の補助になるのではないかと考えられます。



▲お年寄りに人気のゲートボール

ったが、その維持管理を町当局にお願いしたい。

□ゲートボール場は各地区にございますが、維持管理はすべて地元負担でお願いしておりますので、町費の負担については考えておりません。

■町民体育館、文化センター等建設の将来計画は。

□基本的には学校教育施設と社会教育施設は区別すべきと思いますが、我が町は学校教育施設との関連の中で考えて行かなければなりませんし、しかも、各地区の公民館の整備、環境改善センター等も一連のものであり、総合的に考えて行かなければならないと思っ

ております。

従いまして、現在検討中の中学校整備計画の答申、あるいは現中学校の跡地利用等の問題も含め、昭和六十二年度中に町の総合計画の全般的な見直し作業を行う中で、それらの建設の目処等を示して行きたいと考えています。

■地元産米を小学校の米飯給食に提供しては。

□現在、週二・五回の米飯給食が実施されていますが、米飯給食の米は国の助成があるため、生産者米価の半額程度となっておりますので、これを地元産米に替えた場合は給食費も高くなることから、現段階では考えておりません。

なお、食味については、二、三種類の混合米でございますが、不味であるとは思われません。

■今後、中之島中央小学校の児童数が増加した場合、小学校を分けるのか。

□小学校を分けるのは、総学級数が三十学級を超えた場合が一応の目安となっております。中之島中央小学校は、現在、特殊学級も含めて二十学級ですので、今後三十学級を超えるようであれば検討する必要があると思えます。

保健衛生課関係

六月を目処にゴミの収集は週三回に

■尿の汲み取りは、申し込んでから大分日数がかかるが。
 ■危険物の収集を冬期間も実施してほしいし、夏場のゴミ収集についても現在の週二回から週三回に増やしてほしいが。
 □三島郡清掃センター組合の施設は、し尿処理場（与板町岩方）が昭和四十二年に、ごみ焼却場（和島村落水）が同四十五年、不燃物処分場（和島村日之浦）が同四十六年に建設されたもので、各施設とも小規模で能力的にも限界であり、更に危険物の収集について



現在、週2回のゴミ収集が6月を目処に週3回の実施となります。

では、冬期間は埋立地へ行く道路状況が悪いために中止しており、皆さんに大変ご不便をかけているのが実情です。しかし、ゴミ収集の回数につきましては、六月を目処に現行の週二回から週三回に増やす計画でありますし、組合でもそれらの施設を年次計画で造るよう努力していますので、今しばらく現行の状態でご協力をお願いします。

■集落内のゴミステーションに籠等を設置したいが、それに対しての助成をお願いしたい。

□それらの設置については、各集落・地区で対応くださるようご協力をお願いします。

■不燃物としての対象や大きさの目安は。

□一般家庭生活から出るもので、一包み二十kg程度で一人で持ち運びができるものです。それ以外の大きなもの（例えば冷蔵庫・洗濯機など）は、個人搬入をお願いします。

この場合、事前に保健衛生課窓口で「不燃処理依頼票」を受け取り、搬入していただきます。

■大沼で行き止まりの水道本管を、西野と接続して循環できないか。

□見附市のガス水道課にその旨お話ししましたが、財政的に対応できないとのことですので、ご不便をおかけしますがご理解願います。



▲見附市青木上水場の全景(航空写真)

■中之島中学校南側の排水路の排水状況がよくないので、改良できないか。

□集落内下水道整備事業（通称六・四事業）の補助制度（六割補助）がありますので、ご利用ください。その際は、関係地区民の意志統一が必要です。

■風俗営業（モーター）の進出規制はできないか。

□法律で規制されていないために、行政だけでは規制できません。しかし、地元住民の強い反対運動で進出見送りとなった事例があります。

■近年水洗便所が普及しているが、その設置基準と排水の影響は。
 □浄化槽の構造基準、施工業者、保守点検業者等について定めた浄化槽法により、設置されております。排水につきましては、県知事より指定された検査機関（当町では勸新湯県環境衛生研究所が指定されている）が水質検査（BOD等の検査）を行い、生活環境の保全および公衆衛生上必要があるときは、改善命令が出されます。

■国保税が大幅に上がったが。

□国保は、加入者が納める国保税と国庫支出金によりまかなわれていますが、その国庫支出金の負担率が昭和五十九年の制度改正によって引き下げられ、減収したことから、減収分を国保加入者から補ってもらっているために、国保税が引き上げられたものです。

しかし、昨年十二月、老人保健法の一部改正により、六十二年からは老人医療費の国保負担分（拠出金）が若干減る見込みですので、国保税にもその影響がおよぶものと考えられます。

■国保税の納付回数を、毎月納付にできないか。

□国保税は、法上では年四回とされて

いますが、当町の実態等を勘案して現在の年六回納付としたものですので、当分の間、変更することは考えておりません。

住民福祉課関係

四月から希望者に保育時間を延長

■保育料が高すぎるため、町外の私立幼稚園に通わずが増えているが、町の保育行政の将来を考えた場合、地元保育所に通えるような態勢を考えるべきではないか。

□現行制度では、国や県は保育に要する費用を次の算式により計算した額（国で示した基準保育費－国で示した基準保育料）×十分の七・五を負担しているため、市町村に対しても徴収する保育料は、国で示した基準保育料を徴収するように指導しております。

当町では、入所児童の保育費については、国で示す基準あるいは実状に即した額を予算計上して対応していますが、保育料につきましては保護者負担を考慮して、五十九年度以降据え置き

ております。ちなみに六十一年度の保育料は、国で示す基準保育料の約七八%で、残りの二二%は町で特別負担をしながら、保育の充実並びに入所促進に努めておりますので、ご理解をお願いします。

なお、六十二年度の保育料につきましても、これまでと同様に据え置くことにいたしました。



▶楽しい行事がいつぱいの保育所生活（中之島保の節分行事の一コマ）

■保育時間の延長はできないか。
 □保育時間の延長を望む声が年々高ま

っていることから、町としても実態を踏まえながら検討しました結果、今年四月から次の要領により実施することになりましたので、どうぞご利用ください。

〔延長保育実施要領の概要〕

◎延長保育の対象児童／通常の保育時間が終了しても、父母が外勤しており、祖父母等の保育者が家庭等にいないなどの理由から、延長保育が必要な児童。

◎延長時間／平日（土曜日を除く）に限り、午後六時まで。

◎申請および許可／希望される方は、保育所に備え付けの「延長保育申請書」を、保育所長を経由して提出していただき、必要と認められたときは「延長保育決定通知書」によりお知らせします。

■新興住宅地（中之島藤山・大屋敷地区）の保育所通園児童に、冬期間だけでも幼児バスの運行をお願いしたい。

□実状を検討した結果、同地区の通園道路は県道であり、交通量も多く、特に冬期間は積雪による交通渋滞や消雪パイプの出水等で危険等が伴うことから、昨年の十二月一日から冬期間に限り、幼児バスを運行することにいたしました。



▶仲良く遊ぶ園児たち

企画課関係

企業誘致計画を積極的に推進中

■当町における企業誘致と今後の取り組みおよび対応等について。

□企業誘致は、町の力をつけるための必要不可欠な問題であり、どうしても推進していかなければなりません。

そこで、その対応として、昨年四月より企画課の中に開発係を新設し、現在、それらに関する調査研究を行っている段階ですが、当町へ進出したいという問い合わせ等もきておりますので、今後は農業との連携を深める

■固定資産税が大幅に上がったが。□固定資産税の税額が著しく上昇した

税務課関係

■行政改革の実行を。また、特別職等の報酬は毎年引き上げる必要はないと思うが。□町では、去る六十年六月一日付で行政改革推進委員会(吉藤晃威会長・委員七名)を発足させ、委員の方々から精力的に見直し改革作業を行っていた

この答申を受けた後、更に実施方針となる行政改革大綱を全庁的な中で作成し、同年九月の定例町議会に上程、全員の了承を得て、現在行財政全般について見直しを行い、最小の経費で最大の効果を上げるとともに、時代の変化に適應できるように、それらの方向づけを行っているところである。

また、報酬等の引き上げにつきましては、県内市町村の動向を十分見極め、本町のみが突出することなく、近隣町村等との均衡をもちながら、対応して行きたいと考えています。



▲新興住宅地(中之島藤山地区内)

■家屋調査の際は適正な評価を。□固定資産評価補助員については、建築資器材等の多様化に対応できるように、関係機関の協力を得て研修に努め、適正な評価ができるよう執行にあたり

新築住宅に係る固定資産税の二分の一に相当する税額を、三年間にわたり減額していますが、その適用期間が終了したために増額されたものと考えられます。

■消防団員が年次計画で削減されているが、団員意識が低下している中での削減はどういうものか。□消防団の機動化(消防車、積載車)の遅れから、類似団体と比較して団員数が多かった訳ですが、これを整備し

て行かなければならないと考えています。そこで、六十二年度事業として、公共下水道の整備を前堤とした基礎調査を専門業者に委託し、基本計画を作成するとともに年次計画を立てて、事業に取り組む予定です。

■今後の公園整備の計画は。□六十二年度は、中之島藤山地区に面積約一、五〇〇㎡の児童公園を、国の補助金を受けて整備する予定です。また、翌六十三年度は、町の単独事業として、中之島古新田地区に公園整備を行う計画です。

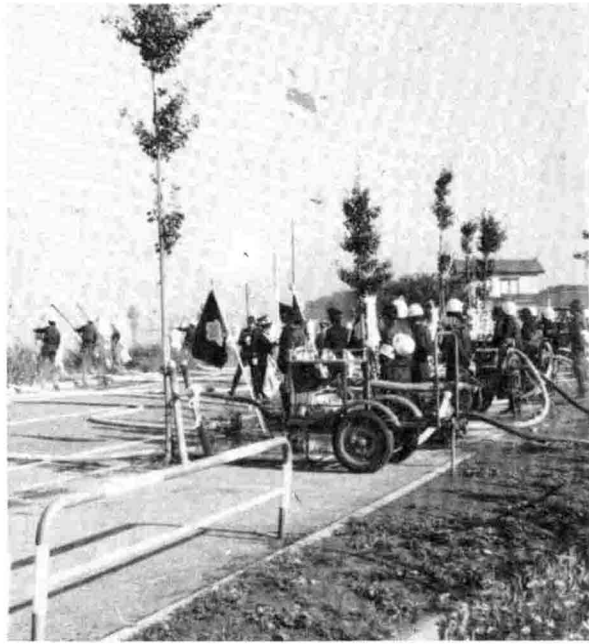
■消防団員に対するの緊急連絡、特に深夜の横の連絡網(体制)の整備・確立を。□消防団の連絡体制については、町防災計画等において出動と連絡網が定められていますが、その徹底と分団内の連絡網についても、今後十分指導して行きます。

庶務課関係

■高速バスのバス停を、もつと利用しやすくできないか。□町議会でも何度か一般質問されましたことから、去る五十九年にその実態等を日本道路公団やバス会社等にお話しするとともに、三区選出の国会議員に對しましても陳情等を行ってきたところですが、供用を開始してから何年も経たないうちに、バス停を変更したり新設することは非常に難しいということ、どうしても新設を希望するのであれば、その新設に伴うすべての経費(概算で約十億、十五億円)は地元で負担してほしいということでしたので、それに対する運動は一応小休止しておいたところでありました。

■消防団員の処遇の改善を。□団員報酬、出動手当等、毎年予算の範囲内において改善を進めておりますが、今後も前向きに努力して参ります。

■防犯灯を設置してほしいが。□防犯灯の設置については、次の二つ



▲一斉放水の様子(昨年の秋季消防演習から)

とともに、国県等とも十分調整を図りながら、計画的に開発を推進して行きたいと考えています。とりわけ、現在市街化区域に隣接している地区を農工法の指定を受け、当町にふさわしい企業の誘致を推進する計画です。□下水道整備については、市街地内の浸水防止と雨水排除を図るため、国の補助金や町の単独事業として進めて参りました。

また、市街地以外につきましても、集落内下水道整備(通称六・四事業)や農業兼用集落排水路整備を主体として、事業を推進して参りましたが、人口の増加や生活様式の多様化と水の使用量の増大により、農業用排水路の水質汚濁等が憂慮されることから、今後は処理施設をもった下水道整備を手が



▲インターチェンジ付近の航空写真

ためにも、今後調査研究を行い、その地域にふさわしい開発を推進して行きたいと考えています。■神社境内地と隣接する個人用地を提供するので、児童公園として整備していただけないか。□都市計画公園として整備するには、その敷地内にある建物の許容可能面積が、全公園面積の二%という制限があることから、児童公園としての整備は残念ながらできません。

従って、町の社会福祉協議会で取り扱っている児童遊園地内の施設整備であれば、予算の範囲での助成は可能ですので、ぜひご利用ください。

■今後の公園整備の計画は。□六十二年度は、中之島藤山地区に面積約一、五〇〇㎡の児童公園を、国の補助金を受けて整備する予定です。また、翌六十三年度は、町の単独事業として、中之島古新田地区に公園整備を行う計画です。



▲中之島藤山地区の児童公園建設予定地

■高速バスのバス停を、もつと利用しやすくできないか。□町議会でも何度か一般質問されましたことから、去る五十九年にその実態等を日本道路公団やバス会社等にお話しするとともに、三区選出の国会議員に對しましても陳情等を行ってきたところですが、供用を開始してから何年も経たないうちに、バス停を変更したり新設することは非常に難しいということ、どうしても新設を希望するのであれば、その新設に伴うすべての経費(概算で約十億、十五億円)は地元で負担してほしいということでしたので、それに対する運動は一応小休止しておいたところでありました。

しかし、高速道路の建設については多数の町民が犠牲を払い、また、これだけのバスが通っていないながら、素通りさせることはないだろうということで、最近バス会社等へ出向き、長岡東口発の長岡東バイパス経由で中之島・見附インターに乗り入れることを、検討してほしい旨申し上げているところですが、現段階では乗降客が少なく、まだその段階に至っていないというのが実状です。

今後、隣接市町村ともより一層連携を深め、この実現に向けて取り組みを進めて参ります。

■消防団員の処遇の改善を。□団員報酬、出動手当等、毎年予算の範囲内において改善を進めておりますが、今後も前向きに努力して参ります。

■防犯灯を設置してほしいが。□防犯灯の設置については、次の二つ